

平成 20 年(2008 年) 3 月 26 日

市 議 会 議 員 様

横須賀市人権懇話会  
座長 青柳 幸一

### 横須賀市人権懇話会提言書の提出について

早春の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、横須賀市人権懇話会では、平成 18 年 10 月 25 日から 18 ヶ月にわたり、横須賀市の人権施策の総合的な推進に資する（仮称）横須賀市人権施策推進指針策定に向けた協議検討を行ってまいりました。

このたびその結果としまして、提言書を下記の通り、蒲谷亮一横須賀市長に対して提出いたしました。

この（仮称）横須賀市人権施策推進指針は、「横須賀市人権都市宣言」の基本理念を具体化し、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国籍市民など市政全般にわたる様々な人権課題についての取組みや啓発の方向性を示すもので、懇話会の提言はその中核を成すものと思っております。

### 記

- 1 提言日時 平成 20 年(2008 年) 3 月 26 日 (水) 午後 4 時
- 2 提言場所 市長室
- 3 提言内容 別添のとおり

【問合せ】横須賀市市民部人権・男女共同参画課人権担当 鈴木  
TEL 046-822-8219 FAX 046-822-4500  
E-mail:we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

# 横須賀市人権施策推進に関する提言

平成20年 3 月

横須賀市人権懇話会

## はじめに

横須賀市は、自治体として人権を実効的に保障し、擁護するために、人権都市宣言を行った。さらに、その理念を市政に具現するため、人権施策に係る指針を策定しようとしている。

私たち13名は、市の指針策定に向けた提言を行うため組織された横須賀市人権懇話会の委員として、市長から委嘱を受け、平成18年10月から検討を続けてきた。この提言書は、1年半にわたる懇話会の検討の結果を取りまとめたものである。

人権は、人間が人間であることに基づいて、当然に保障される権利であり、すべての人が、生まれながらにして、等しく人権を有する。人間が人間であることを理由にして、なぜ人権が認められるのであろうか。その理由について、古来多くの議論がなされてきた。第二次世界大戦後、一般に、人権の根拠として人間の尊厳が挙げられるようになっている。尊厳とは、固有の価値を意味する。人間の固有の価値は、どこに見出されるのであろうか。

個々の具体的な個人の中には、いわば二つのものが存在している。一つは、人類という種に共通する「人間一般としての自分」である。他の一つは、唯一無二の存在である「個としての自分」である。それぞれの人の固有の価値は、人間一般という共通性で括ることのできない「個としての自分」という独自性に見出される。それゆえ、すべての人がかけがえのない個人として尊重される（日本国憲法第13条参照）。しかし、そのことは、自己中心主義を意味するものではない。なぜなら、かけがえのなさはすべての人に認められるものであり、それは他者との交流の中で気づかされ、形成されるからである。

人権の中核である自由権は、まず第一に、強制からの自由を意味する。しかし、強制されないだけでは、自由権の保障としては十分とは言えない。自由権は、さらに、自ら望むことを選択する自由を意味する。したがって、自由権の保障は、各人が抱く自らの人生の構想を迫及することを可能にする、重要な権利である。ただし、ここで注意しなければならないことは、自由権は、本人がしたいことを何でもしてよいことを意味するわけではないことである。自由権は、自分だけではなく他の人にも等しく保障される。したがって、他者の自由権との衝突の問題が生じることは、避けられない。このような衝突を調整することが必要となる。自由権の保障は、自己と他者との関係性の中で各人の機会や可能性をより多く与えようとするものである。

すべての市民は、人権の基礎でもある平等権、すなわち、差別されない権利を有する。国も市も、理に適った理由に基づかない限り、個人を差別的に扱ってはならない。差別を生み出すのは、差別意識や偏見である。差別意識や偏見は、個々人の心の中に潜むだけではなく、社会の中でも作り出される。差別する側は、差別される側の痛みは分からない。社会において作り出される差別は、それが社会構造の中で作り出され、強化されるだけに、個人の力でそれを乗り越えることは極めて困難である。このような構造的差別のゆえに、自らの能力や努力だけでは自由や平等を

享受し得ない状況に置かれてしまっている人たちがいる。社会状況の変化の中で、憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」さえも維持できず、取り残されていく人々が存在する。

すべての市民の人権を現実に保障することを目指して、横須賀市は、自由や平等を十分に享受するための前提条件を具体化する施策を行わなければならない。横須賀市は、横須賀市で暮らし、働き、学ぶすべての人が共生する社会を構築するために、市民とともにあらゆる差別を解消していかなければならない。

横須賀市にとって市民は、かけがえのない個人であり、自治の担い手である。横須賀市が市民にとってかけがえのない自治体となるよう、市民と協働しつつ、市民の人権を実効的に保障する都市となることを願い、この提言を行うものである。

平成20年(2008年)3月  
横須賀市人権懇話会  
座長 青柳 幸一

# 目 次

はじめに

第 1 章 人権施策推進の背景	1	頁
1. 人権を取り巻く社会状況	1	頁
2. 横須賀市の取り組み	1	頁
第 2 章 人権施策の在り方	4	頁
1. 施策推進の基本的事項	4	頁
(1) 市民と市行政の関係に関する原則	4	頁
(2) 市職員の業務遂行における基本的指針	4	頁
(3) 人権都市宣言の具体化および指針の遵守	5	頁
2. 分野別の課題	6	頁
I 男女平等および男女共同参画	6	頁
II 子ども	8	頁
III 高齢者	11	頁
IV 障害者	13	頁
V 同和問題	15	頁
VI 外国籍市民	17	頁
VII 患者	20	頁
VIII その他の人権	23	頁
資料編	27	頁

# 第1章 人権施策推進の背景

## 1. 人権を取り巻く社会状況

21世紀は「人権の世紀」、と言われている。このことは、二つの世界大戦を経験した20世紀が「戦争の世紀」と言われていることと無関係ではない。21世紀が人権の世紀と希望を込めて言われているのは、「平和のないところに人権は存在しないし、人権のないところに平和は存在しない」というおもしろい表れとも言えるであろう。

第二次世界大戦後、1948年に国際連合総会で採択された世界人権宣言で明らかのように、人権は国際社会においても、いわば憲法となった。にもかかわらず、人権をめぐる問題が解消したわけではない。いずれの国家においても、今日もなお人権をめぐる多くの問題が存在する。国際社会においても、人種差別、民族間の対立、難民、宗教間の軋轢、南北問題、地域紛争がもたらす悲劇、グローバリゼーションがもたらす問題など、多くの人権問題が起きている。人権が憲法や条約に規定されることは、人権の完全な保障の実現を意味するわけではない。それは、現実的で、実効的な人権の保障へのスタートを意味する。人類が人権を宣言するに至ったのは、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（日本国憲法第97条）であるが、人権が現実的・実効的に保障されるようになるためにも絶えることのない努力が必要である。

この意味で、人権の保障は、常に課題であり、目標であり続ける。国や自治体に取り組むべき問題は多い。さらに、21世紀を真に「人権の世紀」にするためには、人権の主体である個人の働きも重要である。すべての人が、それぞれの人権意識について自らに問いかけ、人権の意義を深く理解し、その理念を護持し、広め、伝えていく不断の努力を、個人のレベルでも実践することが求められる。一人ひとりが、自らの人生の構想の実現を追求するとともに、他者の人権を尊重し、多様な人々が共生する社会の実現を目指すことが求められる。

## 2. 横須賀市の取り組み

### (1) 人権施策推進への取り組み

横須賀市は、目指すべき新しい都市像として「国際海の手文化都市」を掲げ、その実現に向け平成9年に「横須賀市基本構想」を策定した。この中で掲げたまちづくり政策の一つが「健康でやさしい心のふれあうまち」であり、「すべての人々が互いの存在を認め合い、差別を受けることなく、生活できる環境を」つくるとしている。

人権擁護事業への取り組みは、平成13年度に人権関係調査研究専門委員会による人権擁護施策に関する所見を受け、以来、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権尊重の理念に基づいた市政を行うための調査研究事業としてなされてきた。

まず平成13年度には、学識経験者を専門委員に委嘱し、その助言を受けながら庁内連絡会議を組織し、今日の人権課題に関する調査研究を開始した。平成14年度には、関係団体代表者や公募市民による「人権擁護推進懇話会」を設置し、本市の人権擁護施策の在り方について協議、検討を行い、平成15年度には、パブリックコメント手続きを経て、同懇話会の検討結果が市長への提言書として取りまとめられた。提言書では、次のような提案がなされている。

- ① 少なくとも人権宣言を行い、さらに引き続き、指針の策定を検討すべきであること
- ② 市民の「目」で見た、市行政の問題点を洗い出すこと
- ③ 市の組織を人権の視点から見直すこと
- ④ 職員の「人権」感覚・意識・知識・理解の醸成のための活動を行うこと
- ⑤ 市民に向けた「人権」感覚・意識・知識・理解の醸成のための活動を行うこと

このような検討を経て、平成19年2月18日に举行された「市制施行100周年記念式典」では、市長自ら「横須賀市人権都市宣言」を行っている。

この宣言は、憲法や法があっても、なお十分とは言えない人権を擁護するため、自治体の責務として人権尊重の理念に基づく市政に取り組んでいくという姿勢を表明したものである。

また、この宣言は、今後、人権施策をさらに推進するためのスタートであって、宣言の基本理念を具体化するため、平成20年度末を目途に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国籍市民、患者などの人権課題をテーマごとに整理し、人権施策の取り組みの方向性を示す（仮称）横須賀市人権施策推進指針を策定することとなっている。

そのため、この指針の策定のための諮問機関として、新たにこの「横須賀市人権懇話会」が設置された。横須賀市は、その検討結果の報告（提言）を踏まえて、市としての指針策定に反映させていくとしている。

## （２）個別的人権施策の状況

当懇話会では、横須賀市における人権施策の在り方を検討する上での参考とするため、テーマごとに市の各担当部署の職員を招き、個別の施策の現状や課題などについてヒアリングを行った。以下は、その中で知り得た現状と課題のうち主要なものの一部を摘記したものである。

- ① 男女共同参画社会の推進のため、横須賀市男女共同参画推進条例および横須賀市男女共同参画計画に基づく取り組みの一環として、自ら事業所の模範となろうという試みとして、男女平等モデル事業所に位置付け、その取り組みを進めている。

- ② ドメスティック・ヴァイオレンス（DV）については、法が整備され、その発生防止や被害者救済の取り組みがなされているが、一方で、相談件数は減っていない。
- ③ 学校教育における人権同和教育については、定期的な研修や移動教室の実施などの取り組みがなされているが、子どもの人権に関わる問題は複雑化、多様化、深刻化している。
- ④ 児童虐待については、青少年の非行防止と併せて児童相談所の重点業務として、相談、援助などの取り組みがなされ、虐待の初期段階から関わるべく支援体制を強化している。
- ⑤ 高齢者虐待について、発生防止、早期発見、早期対応を目的とした事業が行われているが、家庭内で起きることが多く発見が困難であることや、対応する施設や人的資源が十分ではない。
- ⑥ 精神障害者については、その正しい知識の普及に努め、人権に配慮した相談等の業務を行っているが、精神障害者に対する偏見が根強く存在する上、それを助長する要素もある。
- ⑦ 同和問題については、昭和57年から特別措置法に基づき、団体補助、個人施策および環境整備事業を実施してきたが、同和問題への理解の薄さから来る問題への忌避や、「同和は怖い」という誤った意識に乗じたえせ同和行為などの問題が残っている。
- ⑧ 外国籍市民については、日本語会話サロンの開催や外国人生活相談の実施、日本語指導員の派遣などによる支援を行っているが、需要に合った回数や時間の確保などの課題がある。
- ⑨ 患者の人権に関しては、医療の高度化による看護業務の増加に加え、高齢化に伴う認知症患者の増加、共稼ぎ世帯の増加や核家族化の進展等により患者家族との十分な面接時間の調整確保が難しく、病状や安全確保等の説明が十分とは言えない状況にある。
- ⑩ 経済的に自立困難な市民に対して、生活保護法に基づく各扶助を給付し、生活の維持および自立の支援を行っているが、相談者や受給者が毎年増加しており、ここの要支援者に対して関われる時間が少なくなり、自立に結び付く件数が減少している。

以上のように横須賀市は、人権尊重の理念に基づく社会の構築と、市民が生き生きと暮らせる「元気な横須賀」を目指し、各々の人権課題の解決に向けた施策を推進してきたが、今後は、相談しやすい環境づくりや、「DV防止ネットワークミーティング」のような庁内組織と関係機関、有識者の連携による救済体制の強化など、より実効的な取り組みを進めていく必要がある。



## 第2章 人権施策の在り方

### 1. 施策推進の基本的事項

#### (1) 市民と市行政の関係に関する原則

- ① 一人ひとりのかけがえのなさを尊重し、市民(相談者)の話に真摯に耳を傾ける。相談者に対する電話のたらい回しや「長時間お待たせ」は、あってはならない。
- ② 最初に受けた部署で用件を十分整理し、対応する等、見えるサービスを行う。また、市の施策の実態や効果についても、市民に見えるように伝える。
- ③ 相談したい人や救済を求める人がそれぞれの問題の初期段階で訪れることができる体制を構築する。
- ④ 問題を見逃さず、問題から目をそらさない。
- ⑤ 市民が必要とする情報を的確に提供する。
- ⑥ 市の委員制度等が周知されておらず、それゆえに有効に活用されていない等の問題を解消するために、市の担当機関の周知を徹底させる。
- ⑦ 柔軟に判断し、迅速に行動する。公平かつ客観的な解決を図る。
- ⑧ 当該事項に関係する市民(NPO等も含む)と対等な立場で協働し、市民との有機的な連携を構築する。
- ⑨ 多くの啓発活動が行なわれているが、実施した啓発活動を検証し、より実効的なものなる工夫する。
- ⑩ より良い市民サービスを実現するために、職員の十分な配置および人材の育成等、予算上の手当てを十分に行う必要がある。

#### (2) 市職員の業務遂行における基本的指針

- ① 人権についてその根源から学び、担当事務と人権をめぐる問題に関する理解を深める。
- ② ある事柄について施策を作成・決定する際には、当事者の意見を聴かなければならない。現場の声を聴き、現場を見ることが必要である。
- ③ 硬直的な前例主義から脱却し、常に前例の妥当性を新しい視点から再検討する。
- ④ 法律等に基づいた個人情報に係る文書の請求に対しても、漫然と応じてはならない。プライバシーの保護等、人権上の問題を熟慮して対応する必要がある。
- ⑤ 当該問題に関わる部局が複数ある場合には、情報を共有し、連携を密にして問題に対処する。
- ⑥ 「国際海の手文化都市・横須賀市」にふさわしい、多様性を受容できる意識を育てる異文化理解・多文化共生教育を推進する。
- ⑦ 横須賀市だけでは実施できない、あるいは効果を十分に挙げることのできない人権施策に関して、国や神奈川県等への積極的な提言等を行う。

### **(3) 人権都市宣言の具体化および指針の遵守**

- ① 第三者評価委員会の設置
- ② 人権施策推進会議の設置／庁内推進体制の強化

## 2. 分野別の課題

### Ⅰ. 男女平等および男女共同参画

#### (1) 性差別問題への取り組み方の再検討

- ① 性差に関する制度・慣習等を改善（女性に対する偏見・差別意識を解消）し、女性の社会への参画を促進する（育児・家事・介護への男性の参加の促進、妊娠・出産等に関する相談機関の整備・促進）。
- ② 無意識に形成される差別意識・偏見こそが、根深い問題である。男性および女性に関する固定的な性別役割分担意識が変化してきているが、なお一層の改革が必要である。
- ③ 仕事と家庭の両立支援、男女でともに担う介護・看護の実現を図る。

#### (2) ドメスティック・バイオレンス(DV)

- ① 家庭・職場における女性に向けられた暴力等は、単なる私的な問題ではなく、性差別に基づくものであるという認識をもって対応する。
- ② DVに関する相談は、現在でも多い。暴力等に対する相談・保護機関をさらに充実させ、自立支援の強化を図る。

#### (3) セクシュアル・ハラスメント(SH)

- ① 相手が「望まない」性的行為を強要したり、性的言動を行なうことは、許されない。また、女性あるいは男性に関する固定観念に基づいた女性あるいは男性に対するハラスメントも、許されない。
- ② SHに関する救済手続きは制定されているが、それを実効的に運用することが必要不可欠である。その手続きにおいては、とりわけ被害者のプライバシーが保護されなければならないし、加害者とされる者に対する適正手続きが保障されなければならない。

#### (4) 女性職員の採用および女性管理職の登用

- ① 人事評価の公正さを確保するために、職員の側からも上司を評価する双方向での人事評価を行う。
- ② 職員構成における男女比で見ると、なお女性職員および女性管理職が少ない。女性職員および女性管理職を増員するために、より公正で、公平な採用・昇任・昇進（人事評価）方法を採用する。
- ③ いわゆる逆差別にならない範囲で、職員および管理職における男女比の差異を積極的に是正する施策（ポジティブ・アクション）を採ることも検討する。

#### (5) 男女共同参画の実現

- ① 各種審議会をはじめ女性の参画が、なお目標率（30パーセント）に達していない。何のための男女共同参画なのかを明確にしながら、女性の参画を増やす

取り組みを進める。

- ② 男性だから、女性だからということを過度に意識するのではなく、すべての職員が働きやすい環境を作る施策を実施する。
- ③ 庁内の、各所属長を職場リーダーとする男女共同参画職場リーダー会議の内容を、より実効化する必要がある。これまでどのような話し合いがなされてきたか。結果、何が変わってきたのか、今後に向けての課題や方向性は何であるのか、具体的な検証が必要である。
- ④ 新規採用・年次毎の職員研修で男女共同参画社会について講義・討論を行う。

## **(6) 複合差別という新しい視点からの現状把握と対策の必要性**

- ① 複合的な要因でより一層深刻な差別（複合差別）に苦しんでいる人々の問題を正確に把握し、適切な対応策を講じる。  
現状は、外国籍女性や障害を持つ女性など日本のさまざまなマイノリティ・グループに属する女性たちに、DV防止法や暴力相談支援センターなどの情報は届きにくく、救済措置へのアクセスも得にくい状況にある。
- ② マイノリティ女性が陥っている現実の実態を把握し（人身売買・劣悪な住環境・賃金未払いや暴力被害）、適切な対策を講じる。

## **(7) 見えない(見えにくい)人権侵害にも対応する体制の構築**

- ① 女性が家庭および社会において多面的な役割（妻・母・嫁・労働者・市民）を果たす中で被っている差別や抑圧について加害者側に人権を「侵害している」、被害者側に「侵害されている」という認識がないケース、立場の弱さ（被雇用者・外国籍・不法滞在者など）から被害者自身が問題の表面化を望まないケース、どこに相談したらいいか救済措置へのアクセスが得られないケースなど、見えない人権侵害が多数存在する。
- ② 見えない人権侵害を見えるようにするためには、どのような問題でも相談できる窓口を設け、その窓口がどこにあるかについて周知を徹底する。
- ③ 問題の表面化を望まない相談者の場合には、プライバシーの保護を徹底した相談場所を設ける必要がある。

## **(8) 差別のない環境作りをするための家庭・学校・地域等での学習機会の充実や指導者の育成、情報提供、ネットワークづくり**

- ① 広報・啓発活動の促進、成果の検証、追跡調査を実施する。
- ② 能力開発の推進、職域拡大、管理職への積極的登用を行う。
- ③ 相談窓口を充実させ、迅速に対応する。
- ④ 経済的自立（住居・就労等）支援体制の充実を図る。
- ⑤ 役所内担当部課とNPO等外部支援団体を結ぶ情報共有システムの構築し、専門家との協働による調査の実施・事例の研究分析・結果の現場へのフィードバックを実践する。
- ⑥ 多文化ソーシャルワーカーを育成する。

## II. 子ども

### (1) 子どもの人権

子どもは、保護の客体であるだけの存在ではない。子どもも、かけがえのない個人」であり、当然に人権の担い手である。子どもは、大人になる成長過程にある。そして、子どもは子どもである。この二つの複合的な位置付けが、子どもの人権論の出発点である。

教育は、自己の知性や理性を深め、人格を形成し、実現するために、すべての人にとって重要である。特に成長過程にある子どもにとって、教育が重要である。

#### <参考>

最高裁判所は、教育内容を誰が決定するのかが争われた旭川学力テスト事件（最高裁1976年5月21日大法廷判決）において、教育を受ける権利を保障する憲法第26条の「規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を感性、実現するために必要な学習する固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる」として、子どもの学習権を肯定している。

### (2) いじめ

- ① 「いじめは許さない」という基本姿勢を確立しなければならない。
- ② 何を「いじめ」と認識するか、その基準を確立する。
- ③ できるだけ早期に発見し、適切な対処を行う。
- ④ 学校および教師は、いじめの事実を目を閉じてはならない、無関心でいてはならない、無視してはならない、逃げてはならない。
- ⑤ いじめは卑怯な行為であり、犯罪にもなりうることを、そしてなぜ卑怯な行為であるのかを、子どもたちに教える。

### (3) 子どもへの虐待

- ① 「虐待は許さない」という基本姿勢を確立する。
- ② どのような状態を「虐待」と認識するか、その基準を確立する。
- ③ できるだけ早期に発見し、適切に対処する。
- ④ 問題の深刻さに関する判断ミスや虐待に対する対応の遅れがないよう、今後も速やかに被害を受けている子どもの安全確保を行う。

### (4) 少年・少女の非行

- ① 実態をより正確に把握することが、必要である。
- ② 成績だけで子どもを判断してはならない。それぞれの子どもは、かけがえの

ない個人として、特有の形成途上にある人格を有している。それを認めることが、教師に求められる。

- ③ 誰でも過ちを犯すことがあること、その場合には責任を取らなければならないが、自らの過ちをより深く反省し、やり直すことができることを、きちんと伝える。

## (5) 複合的原因から見た子どもをめぐる諸問題

### ① 家庭の問題（ネグレクトなどの虐待）

- \* ロールモデルを失っている親に対する支援が、必要である。親自身がネグレクトや虐待を受けて育っているために、あるいは社会人として未成熟なまま親になり、健全な親子関係の在り方を知らないためにネグレクトなどの虐待に陥ることが多い。
- \* 原因を正確に把握した対策が、必要である。経済的困窮・社会的ストレス・育児の孤立化等からくるネグレクトなどの虐待の可能性：生活に追われ過酷な労働環境にある親と子の間に幼児期から十分な交流がないことが原因となり、言語や社会性の面で子に発達の遅れが生じることがある。

### ② 学校の問題

#### a. 教師の意識改革と研修体系の見直し

- \* 教師に対して、研修の機会を設け、指導する。
- \* 学校や教師は、子どもの人権の意義・内容を正確に理解しているか、常に自己検証を心掛け、より一層の理解に努める。
- \* 配慮を必要とする子どもたち（いじめに遭った子ども・いじめた子ども・不登校の子ども・発達障害を抱える子ども・外国籍の子ども）の背景や必要とする支援について、学校や教師は十分に理解し、不適切な対応や評価を行わないようにする。
- \* 学校・教師の、いじめや自殺等に対する認識や対応の甘さをなくす。
- \* 非行や不登校などへの不十分な取り組みを改善する。

#### b. 教師を対象とした相談窓口の活用

教師も悩んでいる。一人の教師では、問題を解決することが困難な場合もある。教師を孤立させてはならない。教師が、自分が抱える問題に関して相談できる窓口をより一層活用できる体制をつくる。

### ③ 社会の問題

- a. 子育て環境・ひとり親家庭への支援・罪を犯した少年の処遇・非行を防ぐための活動を、より実効的に行う。
- b. 虐待の発生予防から親のケア、虐待を受けた子どもの自立に至るまで、児童福祉司、社会福祉士、医師、法律家らも組み込んだ専門家集団の連携による切れ目のない支援体制を構築する。
- c. 子育てや子どもの発育障害に関する悩みに関して、親が気軽に相談できる窓口や支援体制の周知を徹底する。
- d. 安心して子どもを生み育てることのできる社会全体の支援の仕組みを確

立する。

④ 行政の対応の問題点

- a. 次世代を育む親となる人たちのためのさまざまな施策をうたっているが、その実態や成果が見えてこない。
- b. 関係機関による情報の共有化で終わらずに、それぞれの機関の役割および機能を明確化し、実践上の連帯、事後の検証、そして社会全体での共有化に取り組む。
- c. ネットワーク会議に付属する関係機関がどこからでも瞬時に連携できるようにするために、ネットワーク自体を再点検する。
- d. 児童相談所への通報体制を確立し、実践上の関与も目に見える形で実施する。
- e. 児童相談の件数増加に対応が追いつかなくなっている。迅速な対応を確保するためには、相談員の増加が必要である。
- f. 要保護児童施設の老朽化・狭隘化に伴う改築・増築、そして福祉士の雇用の増加等が必要である。また、保育ニーズの多様化に伴い、保育士配置基準どおりの配置が困難となっているが、基準どおりに配置する必要がある。これらのサービスの充実のために、財政的支援を積極的に行うことが求められる。
- d. 待機児童解消策としての枠の拡大によって生じている施設ごとの保育内容の格差解消のための施策を実施する。
- e. 「よこすか青少年プラン」の理念・内容の周知を徹底しなければならない。広く一般に周知されていないために、家庭・地域・学校等の積極的な協力が得られず、また青少年自身の認識や自覚も十分とは言えない状況になっている。

**(6) 啓発活動**

- ① 子どもの人権における子どもの複合的地位（大人になる成長過程にある；子どもは子どもである）を正確に理解するよう、家庭や地域に向けたさらなる啓発を行う。
- ② 子どもばかりでなく、教師にも、子どもの人権に関する啓発活動を行う。

### Ⅲ. 高齢者

#### (1) 高齢者が生きがいをもって暮らせる社会の構築

- ① 高齢者を年齢だけでひとくくりにして対応することは、適切ではない。
- ② 支援施設の利用者として的高齢者というだけではなく、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され活用されるような環境づくりを進める。
- ③ 地域貢献活動への参加等によって、高齢者と地域社会の日常的な交流を促進し、生きがいを感じられる生活を過ごすことができるための施策を実施する。
- ④ 世代間交流の機会を多くつくり、ボランティアセンターの活用等によって、高齢者が有する経験や知恵を伝え、それらが地域社会の共有財産になるような社会を構築する。
- ⑤ 学習意欲や趣味の活動などの要望に応えるため、各種講座を充実させる。
- ⑥ 介護従事者に対する人権研修、高齢者への理解を深めるための学校や社会における人権教育、高齢者の財産等権利擁護(成年後見制度の利用促進等)、各種情報提供、高齢者の生活支援体制(医療・福祉)を充実する。

#### (2) 地域が支える介護

- ① 老々介護の深刻さを受け止め、当事者だけによる介護ではなく、地域が支える介護という支援体制を構築することが、必要不可欠である。
- ② ひとり暮らしの高齢者への目配りを実践する施策を行なっているが、それを一層充実させる。
- ③ 民生委員・児童委員、社会福祉推進委員、ケアマネージャー等の役割分担を明確にし、それぞれの協力体制を確立し、充実させる。
- ④ 地区社会福祉協議会、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉推進委員等、地域福祉推進の中核となる人に対して、正しい情報を提供できる仕組みをつくる。

#### (3) 高齢者の増加を踏まえた施策の必要性

- ① 横須賀市では、65歳以上が人口の20パーセントを超え、そのうち75歳以上の後期高齢者の割合も40パーセントを超えている。また、ひとり暮らしの高齢者や介護認定者の数も年々増加している。このような高齢者社会に対応する施策を行う。
- ② 適切な介護保険サービスを実現するために、サービス利用までの相談や申請等の手続きに関する情報が確実に対象者に届くよう周知を徹底する。
- ③ 手続きの簡素化、行政の相談窓口の受付時間の延長、対応の迅速化等を図る。

#### (4) 介護をめぐる問題

- ① 介護保険料や介護認定においては、認定者一人ひとりの状況が異なる中で、同じ状況であるにもかかわらず認定が異なる等の問題が生じないように、一層公正・公平な決定を行うよう努める。
- ② 在宅福祉サービスについては、適正に、かつ充実した内容で給付されている



かをチェックする制度をつくる。

- ③ ひとり暮らしの高齢者に対しては、ふれあいお弁当サービス等が必要な人に適切に提供されているか否か、そして緊急通報システム等が万全に整えられているかをチェックする仕組みをつくる。
- ④ 家庭におけるより良好な療養や介護を確保するために、訪問指導や、介護を受けている人への機能訓練等を充実させる。
- ⑤ 介護、在宅福祉サービス、ひとり暮らしへの支援、訪問指導等に際しては、対象となる高齢者の身体・健康状態、生活環境、家族関係等十分考慮し、特にそれぞれの人の人間的誇り、人権の尊重に深く配慮しなければならない。
- ⑥ 個人情報保護の高まりに伴って、高齢者の療養や介護の必要性等の早期発見が難しくなり、適切な対応が遅れがちである。また、高齢者が被害者となる悪徳商法に関しても、初期段階で探知することが難しく、適切な対応が遅れがちである。相談機関の増設等さらなる行政の実効的な施策が求められる。
- ⑦ 充実した介護を行うためには、介護制度やその内容、各種相談機関の存在の周知や各機関の情報交換を、個人情報保護に十分配慮しつつ、行う必要がある。

#### **(5) 施設介護における問題**

- ① 施設介護における入所者への虐待の問題は、虐待を行う施設職員の人権意識の希薄さもひとつの原因であるが、職員数の不足等に起因する施設職員の労働条件の過酷さも重大な原因である。虐待が起こらないようにするために、職員数の不足や過酷な労働条件を解決する施策が必要である。
- ② 高齢者社会に伴い、雇用・就労、介護、虐待、悪徳な商法の被害、健康や経済的な不安等の諸問題が生じている。老後も安心して暮らせる体制を確立する。

#### **(6) 高齢者に対する虐待の防止**

- ① 高齢者虐待防止センターの設置および運営は評価できるが、さらなる拡充が必要である。
- ② 高齢者虐待は、認知症、経済的破綻、成年後見がらみの金銭トラブル、高齢者本人の意識の問題等、多面的な様相を呈している。それぞれの実情に即した対応が求められる。
- ③ 在宅介護における高齢者虐待においては、介護者の側への配慮や支援も重要である。

#### **(7) 実効的な啓発事業の実施**

- ① 高齢者が敬われる社会の実現のために、関係者や地域住民に対する啓発活動を活発に行う。
- ② 生き生きとした日常生活という点から、高齢者自身の意識への啓発を行う。

## IV. 障害者

### (1) 障害者の人権

障害者は、かけがえのない個人であり、人権を享有する主体である。障害それ自体は他人と共有できない個人の痛みであり、その障害によって生活上の不便さは増すということは、事実である。しかし、障害者と健常者という分類の境界は、曖昧である。実際には、両者は連続的なものであり、その違いは程度の違いでしかない。私たちは、往々にして、多くの者に共通の要素を「ふつう」と捉え、「ふつう」でないものは排除、否定しがちである。しかし、そもそも、何が「ふつう」であるのか、を問う必要がある。

障害者も自分のことを自分で決定する主体であるにもかかわらず、障害者の場合はその自己決定が実現されにくい。その原因は、障害者に自己決定能力がないからではない。長い間、障害者は自分で決定することができないという「健常者」側の固定観念によって、障害者は自己決定を体験する機会を得ることができにくかっただけである。そして、多くの場合、自己決定した内容が障害者だけで実現することが困難で、他者の支援を受けながらでなければ実現することができないという現実があり、それゆえに障害者の自己決定は無視されがちになる。誰もが一個人として大切にされる取り組みが必要である。

### (2) 障害者施策策定における基本事項

- ① 障害者施策を策定するに当たって、当事者である障害者の意見を聴くことが必要である。当該施策の当事者を抜きに施策を策定することは、根本的に適切ではない。
- ② 障害者が利用しやすい施設にするため、すべての施設建築計画に当たっては、障害に関わる部署だけでなく、どの部署であっても計画を作るときに、障害者の意見を聴き、障害者の視点で考える。

### (3) 地域による自立支援の必要性

- ① 横須賀市は、障害の有無・種別・程度に関わらず、誰もが自らの意思により住みなれた地域でふつうの生活を営むことができるようにする障害者施策を一層充実させ、推進する。
- ② バリアフリーのまちづくりへの積極的な取り組みを、一層強化する。
- ③ 一生涯を通じてサポートする仕組みを構築する。
- ④ 免許や資格を有しない障害者の技術・技能取得を支援する。
- ⑤ さまざまな障害に関する専門的な知識を有する人材を養成する。
- ⑥ 市職員への障害者の採用を拡大する。
- ⑦ よこすか就労支援センター(社会福祉法人)との連携を、さらに強化する。
- ⑧ 障害者の権利擁護制度等の諸制度を十分に活用する。
- ⑨ 障害者への住民・地域の理解を深めるために、実効的な啓発活動を展開する。

#### **(4) 障害者政策・制度の変更と新たな課題**

- ① 障害福祉課は独自に冊子を作ったり、出前トークを実施する等して情報提供に努めているが、ノウハウを蓄積し、障害者が障害者に関する新しい制度について理解できるように、分かりやすい情報提供に一層努める。
- ② 横須賀市福祉事務所のケースワーカーの役割の位置付けを明確にする。
- ③ 行政の機能として情報提供だけでなく、各施設・事業所で抱える困難事例に対しては、行政がケースワークの中心としての機能を十分に果たすことが必要であり、重要である。
- ④ 権利侵害を受けたときの救済機関として、あしすと(かながわ権利擁護相談センター)・よこすかあんしんセンター・障害者専門相談員制度があるが、救済を受けたい障害者が利用しやすいように、相談機関の開所時間の工夫をはじめ、相談する場の拡大および解決していくための仕組みづくりが急務である。

#### **(5) 関係機関への積極的な問題提起**

障害者に関する自立支援は、市だけでは十分に対応することはできない。より良い自立支援制度を構築するために、障害者自立支援に関する制度の問題点について関係機関に積極的に問題提起を行う。

#### **(6) 特別支援教育の推進**

- ① 障害児の教育に関しては、今後も、障害児及び家族が通常の学級での教育を望む場合には、その希望を最大限尊重する。
- ② 障害のある子どもや支援の必要な子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うために、本人・保護者と学校・各機関が連携した取り組みを行う。
- ③ 特別支援教育を実践している学校に対しては、防災等の観点からも、さらなる人的資源の充実が図られるべきである。

## V. 同和問題

### (1) 差別を行なわない。差別を根絶する。

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において政策的に作られたものである。それは、早急に解決すべき課題として、1969年同和对策事業特別措置法が施行され、地域改善対策のさまざまな特別対策が行われてきた。横須賀市においても、1982年以降特別対策として個人施策としては、給付事業・貸付事業等を、また、環境整備事業としては地区内の下水道、道路等さまざまな環境整備に努め、一定の成果を上げてきている。しかし、今日でもなお就職や結婚等における事実上の差別が残存するし、インターネット上での差別書込み、部落地名総鑑の電子版等の問題も生じている。

### (2) 職員による対応

#### ① 戸籍の不正請求等への対応

行政書士等による戸籍の不正請求事件が、全国規模で発覚している。そもそも名誉やプライバシーといった人格権にかかわる情報については慎重な対応が必要であるが、事実上の差別が残存している現実からして、同和をめぐる情報に関しても、市職員は、不正請求に対する証明書の交付を行わないよう努めなければならない。

#### <参考>

最高裁判所は、弁護士会（または弁護士が弁護士会を通じ）弁護士法23条の2に基づいて行なった訴訟の相手方の前科および犯罪歴についての報告請求に対して、区役所が「前科がある」旨の回答を行なったことに関する損害賠償請求事件（最高裁1981年4月14日第三小法廷判決）において、「前科および犯罪経歴（以下『前科等』という。）は人の名誉、信用に直接かかわる事項であり、前科等のあるものもこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」として、「漫然として弁護士会の照会に応じ、…前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたりと解するのが相当である」と判示している。

#### ② インターネット上の書き込みに対する対抗策 法的対応も含めた対応策を構築する。

#### ③ 相談体制の強化

当事者が安心して相談できる体制を強化する。

### (3) 生活相談事業等の支援

生活基盤の安定、福祉の向上・推進等を図る目的で団体の行う生活相談事業を支

援しているほか、技能習得や生活の質的向上を目的としてパソコン講座を開催しているが、このうち生活相談事業について、その実効性が一層高まるような支援策を講じる。

#### **(4) えせ同和問題の根絶**

##### ① 団体が取り組むべき問題

えせ同和行為（各企業に対する電話による凶書やビデオテープ購入の強要等）の存在は、同和問題解決の足かせとなっている。今日でも、他県で発生している同和地区出身者（組織内役員）によるえせ同和行為は、同和問題の理解に向けた運動の妨げになっている。

##### ② えせ同和行為への対処

えせ同和行為の排除のため、市職員、市民、企業等に対する啓発を行い、対処方法の具体的な研修を実施する。

#### **(5) 実効的な啓発活動の強化**

##### ① 不正確な知識に基づく差別意識・偏見をなくすための人権啓発への取り組みの強化

市民向けには、同和問題を考える講演会や人権を考える歴史講座等を開催している。市職員向けには、同和問題の理解について研修・講演会等に専門知識を有する職員を派遣している。学校では、横須賀市学校人権・同和教育担当者研究会において、人権・同和教育の推進に向けた講話・研究協議を行うほか、各種研修会、研究大会に教師を派遣している。

しかし、従来の講演会や研修によって、必ずしも所期の成果を上げることができておらず、効果が薄い。実りのある、人権啓発のための市民を対象とする講演会とするための工夫が必要である。

##### ② 学校教育現場での人権教育の強化

差別が誤りであることを教え、そして差別をしてはならないことを教える。

## VI. 外国籍市民

### (1) 外国人の人権

多くの人権を保障する日本国憲法第三章の表題は、「国民の権利及び義務」である。第三章の各規定にも、外国人の人権に関する規定は、存在しない。しかし、判例・学説は、日本国憲法の下で、外国人にも人権が保障されることを肯定している。その根本的理由は、人権の本質にある。人権は、「はじめに」で記しているように、人間が人間であるから保障されるものである。外国籍市民も、かけがえのない個人である。

#### <参考>

最高裁判所は、在留期間更新不許可処分の違法性が争われたマクリーン事件（最高裁1988年10月4日大法廷判決）において、法務大臣による本件不許可処分を合法と結論づけたが、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである」と判示している。

### (2) 外部関係機関との協働による情報提供

地球規模の人の移住の流れの中で、日本を訪れる外国人にも長期滞在化、永住化の傾向が見られ、旅行者や一時滞在者としてではなく「市民」としての外国人の生活を支える施策の展開が求められている。このような中で、来日直後であったり、就労、生活環境から日本語を学ぶ機会が得られず、行政から日本語で発信される情報が届きにくい状況にある外国籍市民も多いことから、これらの人々へのより効果的な情報提供の在り方についてさらなる検討が望まれる。また情報提供にあたっては、言語の違いのみならず、国によって社会的慣習や福祉、社会保障制度の違いもあることから、本市の行政サービスについて正しい理解が得られるよう適切な説明を行う必要がある。

- ① 外国籍市民が生活を送る上で直面する問題にかかわる必要な情報を、必要なときに、必要な人に提供する。
- ② 必要とされる情報
  - a. 社会保険制度

	保険の種類	事業の運営者／関係機関
医療保険	国民健康保険	市町村
	老人保険	市町村
年金保険	国民年金	社会保険庁／社会保険事務所
介護保険		国・都道府県・市町村
労働保険	労災保険・雇用保険	厚生労働省／労働基準監督署

- b. 公的扶助：生活保護

- c. 社会福祉：老人福祉・障害者福祉・児童福祉・母子福祉
  - d. 公衆衛生および医療（医師会との連携）
    - \* 医療機関受診のための多言語資料
      - 例）多言語問診票<http://www.k-i-a.or.jp/medical/>
    - \* 外国語で対応できる医療機関マップの作成
    - \* 病院内の案内表示の多言語化
    - \* 医療通訳制度の紹介（M I C神奈川）
    - \* 健康診断・病気予防に関する多言語情報の提供
  - e. 納税・確定申告の方法（税務署との連携）
  - f. 出産・子育て：母子手帳の交付・母親教室・乳児健診・予防注射等に関する情報
  - g. 子女の学校教育：就学手続き・日本の学校制度について
  - h. 防犯・防災（警察・消防署との連携）：警察・消防署への連絡方法、災害時の避難方法・避難経路・避難場所、日常的な災害への備え
  - i. 地域での生活に関する情報：日本社会における生活ルール・マナー（騒音への配慮・ごみの分別）、町内会・自治会活動や地域行事への参加の仕方、公共機関（図書館、公民館、スポーツ施設等）の利用方法
  - j. 国際交流協会の事業内容の紹介：日本語サロン・外国人生活相談・通訳サービス・その他外国人市民のための事業
- ③ 情報提供体制の整備および情報提供時の言語的配慮：情報の多言語化、やさしい日本語を使った表現、ルビ振り
- ④ 伝達手段の工夫
- \* 外国人登録（再登録）時に窓口で多言語版生活ガイドブックを配布
  - \* 市ホームページからの多言語情報リンク先へのアクセス方法の分かりやすい表示
  - \* 電子メールの活用
  - \* 市広報誌への掲載
  - \* 外国籍市民向け市民情報誌の発行（参考例 「アイシェフボード」板橋区文化国際交流事業団）
  - \* エスニックコミュニティのキーパーソンの活用
  - \* 図書館や駅、病院、銀行、教会など外国籍市民が立ち寄る場所に外国人市民情報コーナーを設置

### （３）外国人市民のエンパワーメント(権限付与)・社会参加の促進

- ① 社会教育としての日本語教育、実践的な勉強会、見学会の実施
- ② 外国人市民代表者会議など、外国籍市民の声を市政に反映する仕組みづくり
- ③ 市職員としての採用

### （４）多文化共生社会の形成

- ① 異文化や多文化共生への理解を深めるため、一般市民、学校教師、日本人児童生徒、保育園・幼稚園職員、事業者への啓発を促進する。

- ② 日本語ボランティア・外国籍児童生徒のための学習支援ボランティアを育成する。
- ③ 町内会・自治会と連携し、地域の活動への参加を支援する。
- ④ 市民講座あるいは地域の小中学校における多文化共生教育において、外国籍市民を講師として登用する。
- ⑤ 相談員の専門性を高める研修を実施し、国際交流協会による外国人生活相談制度を充実させる。

## **(5) 外国籍の子どもたちの教育**

- ① すべての外国籍の子どもが義務教育を受けられるように措置する。
- ② 外国籍の子どもたちの学習権を尊重したカリキュラム等を構築する。
  - \* 学校（担任・教科担任）が主体となった支援教育の中で取り組む外国籍児童生徒教育の推進
  - \* 学校、国際教育相談員、日本語指導員の連携による受け入れ環境の整備、異文化適応支援、日本語指導、ソーシャルスキル指導、キャリア教育の拡充
  - \* 学習・進路・生活指導など教育全般にわたる相談体制の充実（外国籍児童生徒・保護者の母語に対応できる相談員の育成・雇用）
  - \* 保護者向け学校教育ガイドブックの作成
- ③ 不就学の子どもの存在に関する調査が必要である。
- ④ 基礎学力を身につけるため、学習支援ボランティアの育成および学習支援教室と学校との連携を強化する。
- ⑤ エスニック・コミュニティと連携し外国籍の子どもたちが母語・母文化を学べる機会を創出する。
- ⑥ 高校入試の在県外国人特別募集定員の増枠を県に働きかけ、国籍を問わない就学の義務化について国へ提言する。

## **(6) 施策推進体制の整備**

- ① 行政内部での連携体制の制度化・役割分担の明確化
  - 「いつ」「だれが」「どこで」「何を」「どのように」行っていくか明らかにするとともに、施策の推進状況を庁内横断的に管理する監督者を置く。
- ② 外国籍市民の視点を踏まえた施策
  - 施策の立案に先立ち、外国籍であることで直面する困難と必要とする支援について受益者の視点（＝外国籍市民のニーズ）から各担当部署が十分に把握することが求められる。
- ③ 多文化コーディネーター・多文化ソーシャルワーカーの育成・雇用
- ④ 第三者機関による施策推進状況についての評価・検討
- ⑤ 国および県への働き掛け



## **VII. 患者**

### **(1) 患者の権利**

医療現場は、長く、医者中心の世界であり、患者は「客体」でしかなかった。医療現場は、患者の医者に「おまかせ意識」と医療側の権威主義的パターンリズムが支配していたと言える。もちろん、そこでも、医療者側は、「患者のために」を第一に考え、治療に専念してきたという歴史はあった。しかし、その場合、あくまで医療側の考える価値観に依拠しての「患者のために」であって、患者側の人間としての切なる意向は無視されがちであったことは否めない。しかし、世界的に見ると、1960年代からの社会的な価値観の激変の中で、このような医療における伝統的なパターンリズムは崩壊していった。個人の権利意識の高まり（個人情報自己コントロール、プライバシーの保護、自己決定権等）、医療情報の増加、疾病構造の変化（高齢化社会、生活習慣病の増加、癌の増加等）、医療内容の変化（高度技術化、新しい検査や治療法の出現による選択肢の増加等）が、患者と医師の関係に変化をもたらしている。

医師と患者の関係は、支配・服従関係でも、一方通行的な関係でもなく、平等な人間関係に基づく信頼関係であることが望ましい。治療内容については、医師の専門家としての判断と裁量権が、重要ではある。しかし、患者の生命・身体に関する最終的決定権は患者自身にあるという考えが、医療現場における基本原則である。

### **(2) 信頼関係の基礎としてのインフォームド・コンセント**

- ① 医師と患者にとって重要なことは、信頼関係の構築である。その信頼関係構築の基礎となるのは、医師による情報の提供、意見の交換、そして患者による同意に基づいた治療措置を行うこと、すなわち、インフォームド・コンセントである。
- ② インフォームド・コンセントは、医師の責任回避策としての「説明」を意味するものではない。患者への情報開示は、患者が自己決定するために必要な情報でなければならないし、患者が理解できる開示でなければならない。そして、具体的には、(a)診断の結果に基づいた患者の現在の病状および今後の見込み、(b)治療に必要な検査の目的と内容、(c)選択肢としてどのような治療法があるか、(d)選択肢となるそれぞれの治療法の目的、メリットとデメリット（手術の場合の危険性、後に残る身体の変形、薬による副作用などのデメリットの説明が重要）、(e)成功の確率、(f)その治療処置以外の方法、(g)あらゆる治療法を拒否した場合にどうなるか、(h)病院施設の内容や医師の経験、実績、能力などに関する情報の開示等について、患者に分かりやすい言葉で説明することが求められる。
- ③ インフォームド・コンセントにおいては、医療側が患者側に単に情報を伝えるだけではなく、患者がそれを理解したことを確認しなければならない。

#### <参考>

最高裁判所は、A患者が輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否する明確な意志を有し、その意志を医師に伝えていたにもかかわらず、C医師が病院の方針（輸血以外に救命手段がない事態に至ったときは、患者及びその家族の諾否にかかわらず輸血する。）を患者に説明せずに、輸血手術を行った事例において、C医師らが「医療水準にしたがった相当の手術をしようとすることは、人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する者として当然のことである」と認めつつも、医師には病院の方針を「説明して、D病院への入院を継続した上、C医師等の下で本件手術を受けるか否かをA自身の意志決定にゆだねるべきであったと解するのが相当である」として、損害賠償を認めた（最高裁2000年2月29日第三小法廷判決）。

### **(3) セカンド・オピニオンの重要性**

#### ① 患者にとってのセカンド・オピニオン制度

医学上の所見・判断にも、誤りがないわけではない。科学の不確実性・誤謬性は、否定することができないことである。それゆえに、当該医師の所見・判断にのみ委ねるのではなく、他の医師の所見・判断を聴くことができる制度であるセカンド・オピニオン制度が求められる。1981年10月に、世界医師会第34回総会で採択されたリスボン宣言第2項は、セカンド・オピニオンを患者の選択の自由を保障するための制度として位置付けている

#### ② 医師にとってのセカンド・オピニオン制度

セカンド・オピニオン制度は、科学の不確実性等からして、医療側にとっても意味のある制度である。医療側には、患者がセカンド・オピニオンを得られるようにするために、セカンド・オピニオンを推奨する姿勢が求められる。

### **(4) 患者のプライバシー保護**

① 患者や検査等での来所者に関する個人情報保護を徹底する。

② 患者のプライバシーを保護するため、個室診療室を増やすことが要請される。

### **(5) 医療体制の維持・改善**

① 医療拒否による死亡ということが起こらないよう、緊急医療体制を整備する。

② 産科および小児科の医師が不足している状況がある。医療関係の人材育成、さらには相談窓口の充実、ハード面充実の財政支援が必要である。

③ 休日夜間の急患に対する救急医療センター運営および二次救急医療体制を整備する。

### **(6) 病院の問題**

① 安全で適切な医療を提供する。

- ② 全国で起きている診療拒否のような、法律が定めることと異なる状況の発生を防止する。
- ③ 建物の構造上限られたスペースの中でも、患者のプライバシーを保護する。
- ④ 職員の人権意識・倫理をより一層向上させる。
- ⑤ 患者にとってインフォームド・コンセントおよびセカンド・オピニオンが重要であることを、患者に理解してもらうよう一層努める。

#### **(7) 病気に関する啓発活動(正しい性感染教育等)**

- ① エイズやH I Vに関する正しい理解を深めるため、検査相談、普及啓発のための研修会や広報活動を一層充実させる。
- ② 病気と薬、治療方法等について啓発活動を行い、それらに関する知識を高める環境を整備する。
- ③ 終末期医療のシステム化等、生命の尊重の教育を充実させる。
- ④ 難病患者および家族に対する相談事業、療養支援を実施する。

## **VIII. その他の人権**

### **(1) 全般的問題状況**

社会情勢の変化に伴って新たに顕在化した人権問題、あるいは新たな問題認識のもとで改めて問題が浮き彫りにされている人権問題がある。ホームレスや生活困窮者への偏見や差別、婚外子（非嫡出子）に対する偏見や差別、性同一性障害者や同性愛者への偏見や差別、犯罪被害者およびその家族への肉体的・精神的・経済的侵害、刑を終えて出所した人や犯罪者家族に対する差別や権利侵害、インターネットにおける誹謗・中傷や名誉毀損、個人情報流出・漏えいによるプライバシーの侵害など、多くの問題が存在する。

これらの問題でも明らかなように、人権尊重の意識が日常生活に根付いていないため、誤った知識や偏見による嫌がらせ・差別がなくなる。にもかかわらず、人権侵害を防ぎ、支援・救助する施策の実施に時間を要するため、十分な問題解決に至らない場合も多い。また、新たな問題の場合、職員や対策経費も十分に確保できない。

### **(2) ホームレス・生活困窮者**

- ① 支援対象者の拡大：自立支援法で「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者」と定義される「ホームレス」の人たちばかりでなく、格差社会と言われる現実の中で制度の狭間に「放置」されてしまっている生活困窮者（ネットカフェ難民、車上生活者、路上生活者等）も含めた人たちに対する支援策を構築する。
- ② 支援対策の抜本的転換：従来の生活保護行政（ホームレスの人たちを制限もしくは排除）から、自立支援を目指した（自立支援法9条：市町村の実施計画の策定の義務）市と民間団体や市民との公民協働モデルの構築への政策転換が必要である。
- ③ 目指すべき支援策は、モデル保護施設や福祉住宅に入所しながら、生活保護の適用も受けながら、作業に従事するような「半福祉・半就労」形態である。
- ④ 「社会的なつながり」を構築する。関係性の回復や新たな関係性の構築のために、息の長い対人援助を継続することが必要である。
- ⑤ ホームレスを生まない社会の構築を目指す。
- ⑥ 行政と民間団体等が協働して、専門職員を配置した相談窓口を設置する。
- ⑦ ホームレス支援の市民意識を醸成するために啓発を行う。
- ⑧ 偏見や差別意識をなくし、共生意識を醸成する施策を実施する。

### **(3) ワーキング・プア(格差社会における労働問題)**

- ① 現在、ワーキング・プアに関する法令上の定義は、存在していない。実際には、正社員並みにフルタイムで働いても、生活保護の水準以下の収入(年収200万円以下)しか得られない就労者の社会層のことを指して用いられている。年収200万円以下の労働者は、2006年には1000万人を突破したという。

日本ではワーキング・プアに陥りやすいひとり親家庭の自立支援策として、

高等技能訓練促進費(養成期間の後半三分の一に一定額の給付を行う)という資格補助制度が導入されている。

- ② 大学に企業の講師を招き、最先端バイオテクノロジーに関する授業料を格安で低所得者に学ばせ、地域の安定した労働者に育て上げる取り組み等を参考にして、ワーキング・プアとされる人々の将来設計に役立つ支援策を検討する。
- ③ 抜本的対策は、地方公共団体だけで行えるわけではない。横須賀市が行うことができる対策として、a)継続的な実態調査の実施、b)外部機関との連携による相談窓口制度の充実、c)相談窓口制度の存在と活用法についての周知、d)雇用状況、労働条件等について企業への指導・助言、e)啓発活動の充実等がある。

#### (4) 婚外子

- ① 婚姻外の関係の中で生まれてきた婚外子自身には、「非嫡出子」とされる「社会的身分」(日本国憲法第14条第1項参照)について、何の責任もない。さらに、「非嫡出子」という「社会的身分」は、自らの意志や努力によって変えることはできない。にもかかわらず、非嫡出子であることを理由に、中傷され、侮蔑され、差別される。  
「非嫡出子」という「社会的身分」は、他者から自分たちとは異なる人と見られる原因となり、他者との相互承認のネットワークを形成すること自体も困難となる。「非嫡出子」という「社会的身分」は、その人の尊厳を侵害する。
- ② 婚外子であることを理由とした差別のない社会を構築する。

#### (5) 性同一性障害・性的指向性

- ① 性同一性障害者とは、性別に関する自己意識と身体上の性別とが一致せず、悩み苦しむ人たちである。性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(特例法)の制定(2003年7月)に見られるように、性同一性障害に対する社会的な理解が進んできているとは言える。しかし、社会における現状は、性同一性障害者を受け入れる環境が整っているとは言えない状況にある。
- ② 「一生をどのように生きるのか」、そして「性をどのように生きるのか」という多様性は、可能な限り尊重されなければならない。さまざまな性的マイノリティに対して、「ふつう」ではないとして、偏見を持ち、差別し、蔑視し、排除することは、間違っている。社会の多数派と異なる生き方を認める、そういう社会を構築することが求められる。

#### (6) 犯罪被害者およびその家族

- ① 犯罪被害者は、生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけではない。被害者も、捜査や裁判過程における精神的、時間的負担を負わされる。また、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職あるいは転職などによる経済的困窮など、被害後生じる問題に苦しめられる。そして、周囲の人々の無責任な噂話やメディアによる行き過ぎた取材・報道によってプライバシーを侵害され、精神的被害を受ける。

1980年5月には犯罪被害者等給付金支給法が制定され、2004年12月には犯罪

被害者の権利利益の保護を明記した犯罪被害者等基本法が制定された。これに基づき、全国の各警察署管内に犯罪被害者支援ネットワークが設置されている。

- ② 犯罪被害者およびその家族には、経済的支援等ばかりでなく、心のケアが必要である。市は、なお一層、心の支援策を整備する必要がある。

### **(7) 刑を終えて出所した人や犯罪者家族**

- ① 日本の社会は、刑を終えて出所した人の社会復帰に対して寛容とは言い難い。刑を終えて出所した人を、「白い目」で見る。犯罪者の家族も、犯罪を犯したかのように、犯罪者と同一視される。

この問題は、少年事件にも当てはまる。さらに、障害者が犯罪を犯してしまった場合や障害者が触法少年となってしまった場合には、福祉の問題もかかわって一層問題が複雑化する。

- ② 犯した犯罪は、償わなければならない。刑を終えて出所した人は、罪を償ったのである。罪を償った人が「やり直す」ことができる社会を構築しなければならない。
- ③ 法を犯してしまい、刑を終えて出所した障害者が再犯を犯さないような仕組みが整備されているとは言えない状況である。彼らを更生させるプログラムは、ほとんど皆無に等しい。生活基盤の確立・就労などをNPOが担っている部分も多いが、十分とは言えない。今後、NPOと市が協働して、彼らの更生を支援するプログラム等の作成を国を含めた関係機関に働き掛けていく必要がある。

### **(8) インターネット**

- ① インターネットの世界は、便利の域を超えて、無秩序の状態になりつつある。インターネットに起因する凶悪犯罪なども、多発している。顔が見えない気軽さから、悪意を抑制することなく、感情の赴くままに、エスカレートしている。そして、大人の世界のみならず、子どもの社会にも中傷被害等が広がり、登校拒否・自殺等の問題が懸念されている。

- ② メディアやインターネット等による人権侵害を予防するための実効的な施策を、関係機関とともに検討する。

- ③ 情報リテラシー（情報分野に関する知識・能力）の啓発を学校教育や一般の社会教育の場において推進する。

### **(9) 職場における人権侵害**

企業にとって最も重要な財産は、従業員である。それぞれの職場で従業員の人権が尊重されることが働きやすい職場を築き、組織の活性化や成熟につながる。

職場における「いじめ」や個人情報の不適切な管理等、問題が起こらないようにする対策を採ることが求められる。問題が起こってしまった場合には、迅速に、かつ誠実に対処することが求められる。

職場において人権問題が起らないようにするために、商工会議所と連携して、各企業に対する啓発活動を行う。



# 資料編

1. 日本国憲法（抜粋）	29頁
2. 世界人権宣言	32頁
3. 患者の権利に関するWMAリスボン宣言	36頁
4. 横須賀市人権都市宣言	39頁
5. 横須賀市人権懇話会設置要綱	40頁
6. 横須賀市人権懇話会委員名簿	41頁
7. 横須賀市人権懇話会検討経過	42頁





# 1. 日本国憲法（抜粋）

## 第三章 国民の権利及び義務

**第10条【日本国民の要件】** 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

**第11条【基本的人権の享有と性質】** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

**第12条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第13条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

**第15条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障】** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

**第16条【請願権】** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**第17条【国及び公共団体の賠償責任】** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

**第18条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】** 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**第19条【思想及び良心の自由】** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第20条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**第21条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】**集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**第22条【居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由】**何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第23条【学問の自由】**学問の自由は、これを保障する。

**第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】**婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

**第25条【生存権、国の生存権保障義務】**すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第26条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】**すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**第27条【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】**すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

**第28条【労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】**勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

**第29条【財産権の保障】**財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律(民法第一編)でこれを定める。

3 私所有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

**第30条【納税の義務】**国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

**第31条【法定手続の保障】**何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

**第32条【裁判を受ける権利】**何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

**第33条【逮捕に対する保障】**何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

**第34条【抑留・拘禁に対する保障】**何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

**第35条【住居侵入・捜索・押収に対する保障】** 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

**第36条【拷問及び残虐な刑罰の禁止】** 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

**第37条【刑事被告人の諸権利】** すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

**第38条【不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力】** 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

**第39条【刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止】** 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

**第40条【刑事保障】** 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 2. 世界人権宣言

昭和23年(1948年)12月10日  
第3回国際連合総会採択

### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ

家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



### 3. 患者の権利に関するWMAリスボン宣言

1981年9月/10月、ポルトガル、リスボンにおける第34回WMA総会で採択  
1995年9月、インドネシア、バリ島における第47回WMA総会で修正  
2005年10月、チリ、サンティアゴにおける第171回WMA理事会で編集上修正

#### 序 文

医師、患者およびより広い意味での社会との関係は、近年著しく変化してきた。医師は、常に自らの良心に従い、また常に患者の最善の利益のために行動すべきであると同時に、それと同等の努力を患者の自律性と正義を保証するために払わねばならない。以下に掲げる宣言は、医師が是認し推進する患者の主要な権利のいくつかを述べたものである。医師および医療従事者、または医療組織は、この権利を認識し、擁護していくうえで共同の責任を担っている。法律、政府の措置、あるいは他のいかなる行政や慣例であろうとも、患者の権利を否定する場合には、医師はこの権利を保障ないし回復させる適切な手段を講じるべきである。

#### 原 則

##### 1. 良質の医療を受ける権利

- a. すべての人は、差別なしに適切な医療を受ける権利を有する。
- b. すべての患者は、いかなる外部干渉も受けずに自由に臨床上および倫理上の判断を行うことを認識している医師から治療を受ける権利を有する。
- c. 患者は、常にその最善の利益に即して治療を受けるものとする。患者が受ける治療は、一般的に受け入れられた医学的原則に沿って行われるものとする。
- d. 質の保証は、常に医療のひとつの要素でなければならない。特に医師は、医療の質の擁護者たる責任を担うべきである。
- e. 供給を限られた特定の治療に関して、それを必要とする患者間で選定を行わなければならない場合は、そのような患者はすべて治療を受けるための公平な選択手続きを受ける権利がある。その選択は、医学的基準に基づき、かつ差別なく行われなければならない。
- f. 患者は、医療を継続して受ける権利を有する。医師は、医学的に必要とされる治療を行うにあたり、同じ患者の治療にあたっている他の医療提供者と協力する責務を有する。医師は、現在と異なる治療を行うために患者に対して適切な援助と十分な機会を与えることができないならば、今までの治療が医学的に引き続き必要とされる限り、患者の治療を中断してはならない。

##### 2. 選択の自由の権利

- a. 患者は、民間、公的部門を問わず、担当の医師、病院、あるいは保健サービス機関を自由に選択し、また変更する権利を有する。
- b. 患者はいかなる治療段階においても、他の医師の意見を求める権利を有する。

##### 3. 自己決定の権利

- a. 患者は、自分自身に関わる自由な決定を行うための自己決定の権利を有する。医師は、患者に対してその決定のもたらす結果を知らせるものとする。

- b. 精神的に判断能力のある成人患者は、いかなる診断上の手続きないし治療に対しても、同意を与えるかまたは差し控える権利を有する。患者は自分自身の決定を行ううえで必要とされる情報を得る権利を有する。患者は、検査ないし治療の目的、その結果が意味すること、そして同意を差し控えることの意味について明確に理解するべきである。
- c. 患者は医学研究あるいは医学教育に参加することを拒絶する権利を有する。

#### 4. 意識のない患者

- a. 患者が意識不明かその他の理由で意思を表明できない場合は、法律上の権限を有する代理人から、可能な限りインフォームド・コンセントを得なければならない。
- b. 法律上の権限を有する代理人がおらず、患者に対する医学的侵襲が緊急に必要とされる場合は、患者の同意があるものと推定する。ただし、その患者の事前の確固たる意思表示あるいは信念に基づいて、その状況における医学的侵襲に対し同意を拒絶することが明白かつ疑いのない場合を除く。
- c. しかしながら、医師は自殺企図により意識を失っている患者の生命を救うよう常に努力すべきである。

#### 5. 法的無能力の患者

- a. 患者が未成年者あるいは法的無能力者の場合、法域によっては、法律上の権限を有する代理人の同意が必要とされる。それでもなお、患者の能力が許す限り、患者は意思決定に関与しなければならない。
- b. 法的無能力の患者が合理的な判断をしうる場合、その意思決定は尊重されねばならず、かつ患者は法律上の権限を有する代理人に対する情報の開示を禁止する権利を有する。
- c. 患者の代理人で法律上の権限を有する者、あるいは患者から権限を与えられた者が、医師の立場から見て、患者の最善の利益となる治療を禁止する場合、医師はその決定に対して、関係する法的あるいはその他慣例に基づき、異議を申し立てるべきである。救急を要する場合、医師は患者の最善の利益に即して行動することを要する。

#### 6. 患者の意思に反する処置

患者の意思に反する診断上の処置あるいは治療は、特別に法律が認めるか医の倫理の諸原則に合致する場合には、例外的な事例としてのみ行うことができる。

#### 7. 情報に対する権利

- a. 患者は、いかなる医療上の記録であろうと、そこに記載されている自己の情報を受ける権利を有し、また症状についての医学的事実を含む健康状態に関して十分な説明を受ける権利を有する。しかしながら、患者の記録に含まれる第三者についての機密情報は、その者の同意なくしては患者に与えてはならない。
- b. 例外的に、情報が患者自身の生命あるいは健康に著しい危険をもたらす恐れがあると信ずるべき十分な理由がある場合は、その情報を患者に対して与えなくともよい。
- c. 情報は、その患者の文化に適した方法で、かつ患者が理解できる方法で与えられなければならない。

- d. 患者は、他人の生命の保護に必要とされていない場合に限り、その明確な要求に基づき情報を知らされない権利を有する。
- e. 患者は、必要があれば自分に代わって情報を受ける人を選択する権利を有する。

## 8. 守秘義務に対する権利

- a. 患者の健康状態、症状、診断、予後および治療について個人を特定しうるあらゆる情報、ならびにその他個人のすべての情報は、患者の死後も秘密が守られなければならない。ただし、患者の子孫には、自らの健康上のリスクに関わる情報を得る権利もありうる。
- b. 秘密情報は、患者が明確な同意を与えるか、あるいは法律に明確に規定されている場合に限り開示することができる。情報は、患者が明らかに同意を与えていない場合は、厳密に「知る必要性」に基づいてのみ、他の医療提供者に開示することができる。
- c. 個人を特定しうるあらゆる患者のデータは保護されねばならない。データの保護のために、その保管形態は適切になされなければならない。個人を特定しうるデータが導き出せるようなその人の人体を形成する物質も同様に保護されねばならない。

## 9. 健康教育を受ける権利

すべての人は、個人の健康と保健サービスの利用について、情報を与えられたうえでの選択が可能となるような健康教育を受ける権利がある。この教育には、健康的なライフスタイルや、疾病の予防および早期発見についての手法に関する情報が含まれていなければならない。健康に対するすべての人の自己責任が強調されるべきである。医師は教育的努力に積極的に関わっていく義務がある。

## 10. 尊厳に対する権利

- a. 患者は、その文化および価値観を尊重されるように、その尊厳とプライバシーを守る権利は、医療と医学教育の場において常に尊重されるものとする。
- b. 患者は、最新の医学知識に基づき苦痛を緩和される権利を有する。
- c. 患者は、人間的な終末期ケアを受ける権利を有し、またできる限り尊厳を保ち、かつ安楽に死を迎えるためのあらゆる可能な助力を与えられる権利を有する。

## 11. 宗教的支援に対する権利

患者は、信仰する宗教の聖職者による支援を含む、精神的、道徳的慰問を受けるか受けないかを定める権利を有する。

#### 4. 横須賀市人権都市宣言

「人権の世紀」といわれる21世紀の今日においても、差別や虐待などの人権問題が存在しています。

人権都市宣言は、憲法や法があっても、なお十分とは言えない人権を擁護するため、横須賀市が自治体の責務として人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを宣言するものです。

##### 横須賀市人権都市宣言

人権は、人が人であることに基づいて、当然に保障される権利です。すべての人は、生まれながらにして、等しく人権を有しています。しかしながら、現実には差別や虐待などの人権問題が存在しています。

横須賀市は、子どもから高齢者まで世代を問わず、また性別や国籍を問わず、この地に暮らし、働き、学び、遊ぶ市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重します。

さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない都市をめざして、市民と協働しつつ、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを宣言します。

平成19年(2007年)2月18日  
横須賀市長 蒲谷亮一

## 5. 横須賀市人権懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 人権施策の総合的な推進に資する（仮称）横須賀市人権施策推進指針の策定に向けた課題、方向性等について協議するため、横須賀市人権懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

### (座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員が互選し、副座長は座長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 懇話会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 懇話会の庶務は、市民部人権・男女共同参画課において行う。

### (その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

### (この要綱の失効)

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

## 6. 横須賀市人権懇話会委員名簿

資格等	氏名	所属・役職名等
学識経験者	青 柳 幸 一	筑波大学法科大学院教授
関係団体の 代表者等	木 村 キヌ子	横須賀市人権擁護委員
	西 原 徹	横須賀市連合町内会会長
	菊 池 匡 文	経済団体代表(横須賀商工会議所事務局長)
	馬 場 俊 一	弁護士(横須賀市男女平等専門委員)
	小 澤 智 史	大学生(成人の日関係行事検討委員会委員)
	藤 原 尉 夫	(福)横須賀市社会福祉協議会会長
	海 原 泰 江	神奈川県社会福祉審議会委員
	酒 井 みどり	人権団体役員
	平 塚 淑 江	横須賀市教育委員会国際教育相談員
公募市民	尾 山 和 夫	市民代表
行政職員	村 田 厚	総務部人事課産業医
	永 塚 高 行	教育委員会生涯学習部生涯学習課長

(敬称略、順不同)

## 7. 横須賀市人権懇話会検討経過

日 付	人 権 懇 話 会	備 考 (オブザーバー等)
平成 18 年 10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱書交付</li> <li>・ 市民部長あいさつ</li> </ul> 懇話会① <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座長の互選・副座長の指名</li> <li>・ 市の施策等に関する説明 女性の人権と男女共同参画について 同和問題について</li> </ul>	人権・男女共同参画課
11 月 21 日	懇話会② <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の施策等に関する説明 子どもの人権について</li> </ul>	子育て支援課 保育課 青少年課 児童相談所 教育委員会学校教育課
12 月 19 日	懇話会③ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の施策等に関する説明 外国籍市民の人権について 高齢者の人権について 患者の人権について</li> </ul>	国際交流課 長寿社会課 健康福祉総務課 保健所健康づくり課 市民病院看護科
平成 19 年 1 月 16 日	懇話会④ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の施策等に関する説明 外国籍市民の人権について 患者の人権について 障害者の人権について その他の人権について</li> </ul>	保健所健康づくり課 障害福祉課 生活福祉課 総務部人事課 市民生活課 窓口サービス課
2 月 20 日	懇話会⑤ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権啓発について</li> <li>・ 提言書の組立て等を検討</li> <li>・ 議事録について</li> </ul>	教育委員会生涯学習課
3 月 13 日	懇話会⑥ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の人権を考える</li> </ul>	人権・男女共同参画課 人事課
4 月 18 日	懇話会⑦ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの人権を考える</li> </ul>	青少年相談センター 児童相談所(資料のみ) 教育委員会学校教育課
5 月 8 日	懇話会⑧ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の人権を考える</li> </ul>	長寿社会課 消費生活センター(資料のみ)

6月19日	懇話会⑨ ・ 障害者の人権を考える	障害福祉課
7月17日	懇話会⑩ ・ 同和問題を考える ・ 患者の人権を考える	
8月21日	懇話会⑪ ・ 外国籍市民の人権を考える	
9月11日	懇話会⑫ ・ その他の人権課題を考える	生活福祉課
10月9日	懇話会⑬ ・ 提言書のまとめ(女性・子ども)	
11月20日	懇話会⑭ ・ 提言書のまとめ(高齢者・障害者)	
12月4日	懇話会⑮ ・ 提言書のまとめ(同和・外国籍・患者)	
平成20年 1月8日	懇話会⑯ ・ 提言書のまとめ(その他・全体)	
2月12日	懇話会⑰ ・ 提言書のまとめ(その他・全体)	
3月11日	懇話会⑱ ・ 提言書の確認	
3月26日	市長への提言書手交	懇話会解散